

「福祉の街づくり整備計画」について

愛媛県西条市福祉事務所 藤田義規

1 はじめに

21世紀における4人に1人が高齢者という超高齢社会を考えると、全ての人々が「暮らしやすい生活環境」のもとで地域社会の一員として孤立することなく、豊かな日常生活をおくるため「人にやさしい街づくり」をいかに推進していくかは今後行政に課せられた大きな課題である。

こうした中、平成4年度、平成5年度に建設省住宅局における、「福祉の街づくりモデル事業（現、人にやさしい街づくり事業）」の指定をいただき、高齢者、障害者に配慮した街づくりを総合的、計画的に推進していくため「西条市福祉の街づくり整備計画」を策定したところであり、その内容及び当市の取り組み状況を報告するものである。

2 西条市福祉の街づくり整備計画策定の動機

西条市は、昭和63年度、平成元年度2か年で厚生省所管の「障害者に住みよい街づくり事業（現、住みよい福祉の街づくり事業）」に取り組み、市庁舎の障害者対応エレベーターへの改善、市庁舎前歩道の切り下げ、福祉会館内への点字誘導ブロックの敷設などを行った。また、平成4年度からは自治省所管の「地域福祉推進特別対策事業」の指定を受け、既設公共施設の自動ドア化、障害者用トイレの設置歩道の段差切り下げ等福祉の整備を進めており、今後とも各種制度の活用を図りながら、積極的に福祉の整備の推進を行っていくこととしている。

さらに市街地においては、総合福祉対策の拠点として「総合保健福祉センター」の建設計画があり、

また、文化施設として、現在、「総合文化会館」の建設に着手しており、将来計画としては、「水の科学博物館」の建設も計画されていることから、高齢者、障害者に配慮した安全で快適な街づくりの必要性がある。

3 西条市福祉の街づくり整備計画の概要

(1)整備計画地区

中心市街地 約90ha

(2)基本方針

①福祉の街づくりの基本的考え方

施策の展開にあたり、次のような基本的方向性を設定する。

○誰もが気軽に外出できる仕組みづくり

○安全でゆとりのある空間づくり

○気配りと思いやりのある街づくり

以上の基本的方向性をもって、「建築物等の整備」、「歩行動線系の整備」、それを補充する「ソフト施策の展開」の施策区分により施策の展開を図ることとしている。

②福祉の街づくり推進の考え方

長期的展望のもとでの現実的かつ計画的な展開を重視し、都市基盤の整備や民間施設の整備等の動向や関連施策の拡充と対応させるとともに点としての施策が線的なつながりをもつことによって相乗効果を高めるためにネットワークを設定し、短中長期のプログラムによる段階的な展開を目指す。

(3) 当市の取り組み状況

① 総合文化会館（仮称）周辺の空中歩廊（身体障害者仕様エレベーター付歩道橋）の整備（必要性）

総合文化会館の前面道路をはさんで向かい側に総合保健福祉センターの建設計画があることから、エレベーター付歩道橋を整備することによって両施設を有機的に連携し、高齢者、障害者を含む利用者が自動車交通に阻害されることなく安全にかつ効率的に相互利用できるようにする。

（問題点及び課題）

・設置場所

人の流れ、将来の街づくりビジョンの観点から検討

・都市景観上の配慮

アクアトピアの修景と総合文化会館との調和

・民地の用地買収（エレベーター棟敷地）

総合文化会館建設後のニーズを見込んでの先行投資により営業をしている民地の買収

・財源の確保

事業費約 2 億円の財源確保

・利用見込と投資効果

先進地におけるエレベーター棟の利用状況は必ずしもかんばしい状況ではなく、当市の利用見込みにおける多額の整備資金及びその後の管理費を考えたときの効果

・市民の総意

上記問題が考えられる中での、市民の「人にやさしい街づくり」に対する理解

② 都市計画街路整備事業に伴う整備

歩道の拡幅

点状ブロックの布設

音声信号機の設置

4 おわりに

全ての人々に対して「暮らしやすい生活環境」の創造といった観点から、福祉の街づくり整備計画を策定したところであるが、高齢者、障害者それぞれ身体特性が異なり、また障害者においても個々障害の部位が異なっている現状である。

こうした中、高齢者、障害者に配慮した街づくりが誰にとっても必ずしもベストであるということはいえないとも言える。

このため、市民各層、関係者が協議、調整を行い互いに認め合いながら人にやさしい街づくりを進めていく必要があると思う。

